毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
1月16日
（火曜日）

目次

○告示
山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出（ぶちうま山口推進課）……一
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項（水産振興課）……一
建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取（建築指導課）……一

告示

山口県告示第十一号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成三十年一月十六日

山口県知事　村岡嗣政

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
水開第五号	有限会社タカネ	熊毛郡田布施町大字別府一六四七の一	有限会社タカネ田布施魚市場	熊毛郡田布施町大字別府一六四七の一	平成二九、一二、三一

山口県告示第十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

山口県知事　村岡嗣政

一　届出事項

加入区	住所	発起人氏名
由宇加入区	岩国市由宇町港二丁目九番二八号	橋本　精二
〃	〃　一一番七号	久保日出隆

二　指定漁船調書の縦覧

加入区	縦覧期間	縦覧場所
由宇加入区	平成三十年一月十六日から同月三十日まで	由宇漁業協同組合

山口県告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成三十年一月十六日

山口県知事　村岡嗣政

登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目の部類	廃止年月日
水卸第五号	有限会社タカネ	熊毛郡田布施町大字別府一六四七の一	有限会社タカネ田布施魚市場	熊毛郡田布施町大字別府一六四七の一	水産物部	平成二九、一二、三一

意見の聴取の理由	近隣商業地域内の岩国市三笠町二丁目八四の一及び九七において学校給食共同調理場を増築することについて
意見の聴取の期日	平成三十年一月二十九日（月曜日）午後二時
意見の聴取の場所	山口県岩国総合庁舎共用第二会議室

平成三十年一月十六日印刷
平成三十年一月十六日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事